

東京都公報

発行
東京都

目次

38

規則

- 東京のしやれた街並みづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則……………
（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……………一
- 東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………
（都市整備局市街地建築部調整課）……………一
- 東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則……………
（同）……………三〇
- 東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………
（同）……………三〇
- 東京都建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………
（同）……………三〇
- 東京都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………
（同）……………三〇
- 東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………
（住宅政策本部民間住宅部計画課）……………四二

規則

東京のしやれた街並みづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十二号

東京のしやれた街並みづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則

東京のしやれた街並みづくり推進条例施行規則（平成十五年東京都規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 保全又は活用すべき街並みや既存建築物に関する基本的事項

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十三号

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築基準法施行細則（昭和二十五年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「平成十二年東京都条例第七十七号」の下に「。以下「手数料条例」という。」を加える。

第九条第二項中「第八条の二第二項」を「第八条の二の二」に改め、同条に次の三項を加える。

5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項及び第十五条の四において「建築物省エネ法」という。）第十一条第一項ただし書又は第十二条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合に添える図書は、それぞれ次に掲げるものとする。

一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。）第二条第一項第二号の規定が適用される場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質法」という。）第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書（当該住宅が建築物エネルギー消費性能基準（建築物省エネ法第二条第一項

第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能(建築物省エネ法第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。)を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る。)又はその写し

二 建築物省エネ法施行規則第二条第一項第三号の規定が適用される場合 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第七条(第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認定通知書若しくはその写し又は住宅品確法第六条の二第五項に規定する長期使用構造等である旨の確認書若しくはその写し

6 前項各号に掲げる図書については、確認申請書を提出した建築主事又は建築副主事に提出しなければならない。

7 第五項の図書を確認申請書と併せて提出できない場合又は提出が困難と見込まれる場合にあつては、別記第三号様式の三の提出により、前項の規定による提出に代えることができる。

第十五条の四第一項中「第八条の二第十三項」及び「第八条の二第十七項」を「第八条の二の二」に改め、同条第二項五号中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下この号において「建築物省エネ法」という。)

第十一条第一項に規定する特定建築行為を行う」を「建築物省エネ法第十条第一項に規定する」に改め、同号ハ中「イ又はロの場合において」を「ニ又はホの場合であつて、かつ」に改め、「(建築物省エネ法第十二条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。)」を削り、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号) 第三条(同令第七条第二項において準用する場合を含む。)」を「建築物省エネ法施行規則第五条」に、「行つた」を「行つた」に、「別記第二十二号様式の十二」を「別記第二十二号様式の十九」に改め、同号ハを同号リとし、同号ロ中「東京都都市整備局関係手数料条例別表三の部一の項」を「手数料条例別表三の部の二の項」に、「別記第二十二号様式の十一」を「別記第二十二号様式の十五」に改め、同号ロを同号ホとし、同号イ中「東京都都市整備局関係手数料条例別表三の部一の項」を「手数料条例別表三の部の二の項」に、「建築物省エネ法第

十二条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号において「適合性判定」という。)」を「適合性判定」に、「別記第二十二号様式の十」を「別記第二十二号様式の十三又は第二十二号様式の十四」に改め、同号イを同号ニとし、同号に次のように加える。

イ 仕様基準(手数料条例別表三の部一の項に規定する仕様基準をいう。)による確認済証の交付又は建築物省エネ法第十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号において「適合性判定」という。)を受けた場合 別記第二十二号様式の十による省エネ基準工事監理状況報告書その他知事が必要と認める書類

ロ 仕様・計算併用法(手数料条例別表三の部の二の項に規定する仕様・計算併用法をいう。)により適合性判定を受けた場合 別記第二十二号様式の十一による省エネ基準工事監理状況報告書その他知事が必要と認める書類

ハ 標準計算法(手数料条例別表三の部の二の項に規定する標準計算法をいう。)により適合性判定を受けた場合 別記第二十二号様式の十二による省エネ基準工事監理状況報告書その他知事が必要と認める書類

第十五条の四第二項第五号ホの次に次のように加える。

ヘ イの場合であつて、かつ、確認済証の交付を受けた住宅の計画について、規則第三条の二に規定する軽微な変更を行つた場合又は適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画(建築物省エネ法第十一条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この号において同じ。))について、建築物省エネ法施行規則第五条(建築物省エネ法施行規則第九条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))に規定する軽微な変更を行つた場合 別記第二十二号様式の十六による建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書

ト ロの場合であつて、かつ、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物省エネ法施行規則第五条に規定する軽微な変更を行つた場合 別記第二十二号様式の十七による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

チ ハの場合であつて、かつ、適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物省エネ法施行規則第五条に規定する軽微な変更を行った場合 別記第二十二号様式の十八による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

別記第三号様式の二の次に次の様式を加える。

第3号様式の3（第9条関係）

宣言書

年 月 日

殿

建築主又は設計者 住所 氏名 電話番号 ()

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画認定又は長期使用構造等の確認（以下「設計住宅性能評価等」という。）を受けることにより、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）を省略することを予定しておりますが、設計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認書又はその写し（以下「評価書等又はその写し」という。）を提出できないときは、適合性判定を受けることとし、その際は本宣言書を取り下げるものとします。

記

1. 提出予定の評価書等又はその写しについて

- ☐ (1) 設計住宅性能評価書
- ☐ (2) 長期優良住宅建築等計画の認定通知書
- ☐ (3) 長期使用構造等である旨の確認書

2. 設計住宅性能評価等の申請状況について

- ☐ 申請済 申請年月日 () 年 月 日
- ☐ 申請予定 申請予定年月日 () 年 月 日

申請先の名称

及び所在地※

※申請先の名称について、1. の (1)、(3) を選択した場合は登録住宅性能評価機関の名称を、

1. の (2) を選択した場合は認定の申請をする建設地の所管行政庁名を御記入ください。

※所在地の記載は、東京都〇〇区、市、町、村程度で結構です。

記 載 欄				受付欄	
設計住宅性能評価書等の提出等					
☐	提出有	(提出日	年	月	日)
☐	提出無	(本書の取下げ)			
☐	その他	()			

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（非住宅）

（第一面）

殿
年 月 日

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更がありましたので、報告します。

1	建築物等の名称	
2	建築物等の所在地	
3	省エネ適合性判定年月日・番号	
4	変更の内容	
	☐ A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更	
	☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更	
	☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
5	備考	

（注意）

1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。

2 「4 変更の内容」において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。

受付欄

(第二面)	
[A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更]	
・変更内容	☐ 建築物の高さ又は外周長の減少 ☐ 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少 ☐ 空調調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む。） ☐ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設 ☐ その他（ ）
・上記変更内容についての具体的な内容	
・添付図書等	
(注意) 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

(日本産業規格 A 列 4 番)

(第三面)	
[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]	
・変更前の B E I = () ≤ () × 0.9	
・変更となる設備の概要	
☐ 空調調和設備 変更内容記入欄	
☐ 機械換気設備 変更内容記入欄	
☐ 照明設備 変更内容記入欄	
☐ 給湯設備 変更内容記入欄	
☐ 太陽光発電 変更内容記入欄	
・添付図書等	
☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 断面図 ☐ 仕様書 ☐ 機器表 ☐ 仕様シート ☐ その他（ ）	
(注意) 変更となる設備は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

(日本産業規格 A 列 4 番)

(第三面 別紙1)

[空気調和設備関係]

次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合

イ 外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加 かつ窓の平均日射熱取得率について5%を超えない増加

・外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加の確認

変更内容 ☐断熱材種類 ☐断熱材厚み
変更する方位 ☐全方位 ☐一部方位のみ (方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

・窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加

変更内容 ☐ガラス種類 ☐サラインドの有無
変更する方位 ☐全方位 ☐一部方位のみ (方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

ロ 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下

・平均熱源効率 (冷房平均COP)

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率
変更前 () 変更後 () 減少率 () %

・平均熱源効率 (暖房平均COP)

変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率
変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(日本産業規格A列4番)

(第三面 別紙2)

[機械換気設備関係]

評価の対象となる室の用途ごとに、次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合

イ 送風機の電動機出力について10%を超えない増加

室用途 ()
変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減
変更前・変更後の送風機の電動機出力
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()
変更内容 ☐機器の仕様変更 ☐台数の増減
変更前・変更後の送風機の電動機出力
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

ロ 計算対象床面積について5%を超えない増加 (室用途が「駐車場」又は「厨房」である場合のみ)

室用途 (駐車場)
変更前・変更後の床面積
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 (厨房)
変更前・変更後の床面積
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(日本産業規格A列4番)

(第三面 別紙3)

[照明設備関係]

評価の対象となる室の用途ごとに、次の変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合

単位床面積当たりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加

室用途（ ）	□機器の仕様変更	□台数の増減
変更内容		
変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力		
変更前（ ）	変更後（ ）	増加率（ ）%

室用途（ ）	□機器の仕様変更	□台数の増減
変更内容		
変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力		
変更前（ ）	変更後（ ）	増加率（ ）%
室用途（ ）	□機器の仕様変更	□台数の増減
変更内容		
変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力		
変更前（ ）	変更後（ ）	増加率（ ）%

(日本産業規格A列4番)

(第三面 別紙4)

[給湯設備関係]

評価の対象となる湯の使用用途ごとに、次の変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合

給湯機器の平均効率について10%を超えない低下

湯の使用用途（ ）	□機器の仕様変更	□台数の増減
変更内容		
変更前・変更後の平均効率		
変更前（ ）	変更後（ ）	減少率（ ）%

湯の使用用途（ ）	□機器の仕様変更	□台数の増減
変更内容		
変更前・変更後の平均効率		
変更前（ ）	変更後（ ）	減少率（ ）%
湯の使用用途（ ）	□機器の仕様変更	□台数の増減
変更内容		
変更前・変更後の平均効率		
変更前（ ）	変更後（ ）	減少率（ ）%

(日本産業規格A列4番)

(第三面 別紙5)

〔太陽光発電関係〕

次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合

イ	太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量	
変更前	システム容量の合計値（ ）
変更後	システム容量の合計値（ ）
変更前・変更後のシステム容量減少率	（ ）%
ロ	パネル方位角について30度を超えない変更又は傾斜角について10度を超えない変更
パネル番号（ ）	
パネル方位角	☐ 30度を超えない変更（ ）度変更
パネル傾斜角	☐ 10度を超えない変更（ ）度変更
パネル番号（ ）	
パネル方位角	☐ 30度を超えない変更（ ）度変更
パネル傾斜角	☐ 10度を超えない変更（ ）度変更

（日本産業規格A列4番）

別記第二十二号様式の十二を別記第二十二号様式の十九とする。
別記第二十二号様式の十一を次のように改める。

第22号様式の15（第15条の4関係）

省エネ基準工事監理状況報告書（標準入力法等用）（第一面）

下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

殿

年 月 日

代表となる工事監理者

住所
会社名
氏名
（ ）級建築士事務所（ ）登録第（ ）号
（ ）級建築士（ ）登録第（ ）号
電話
（ ）

工事施工者

住所
会社名
氏名
（ ）級建築士（ ）登録第（ ）号
電話
（ ）

建築主

住所
氏名
（ ）
（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話
（ ）

記

工事 現場	名称 建築場所	区 市	年 月 日	第 号
確認・計画通知、年月日及び番号	年 月 日	年 月 日	第 号	号
計画変更年月日及び番号	年 月 日	年 月 日	第 号	号
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造（造＋造）・その他（ ）	工事 種別	新築・増築・改築	
規模	地上 階・地下 階・PH 階 建築面積 m ² ・延面積 m ² ・最高の高さ m	用途		
当該建築物において活用している他の評価方法（該当する□にしを記入）	☐ 仕様基準 ☐ モデル建物法	☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法 ☐ モデル建物法（小規模版）		
他の評価方法を活用している部分	評価方法	建築物の部分		

（日本産業規格A列4番）

(第二面)

適合判定通知書	年 月 日	適合通知書番号	第 号
建築物エネルギー消費性能確保計画			

計画変更

変更計画書 番号—1	年 月 日	適合通知書番号	第 号
変更計画書 番号—2	年 月 日	適合通知書番号	第 号
変更計画書 番号—3	年 月 日	適合通知書番号	第 号

軽微な変更

軽微変更番号等—1	年 月 日	軽微な変更説明書番号	第 号
軽微変更番号等—2	年 月 日	軽微な変更説明書番号	第 号
軽微変更番号等—3	年 月 日	軽微な変更説明書番号	第 号

総合所見

--	--

（日本産業規格A列4番）

(第三面)

報告内容 (以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。)

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
外	(1) 外壁等を構成している建材・塗料等の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 窓の仕様及び設置状況 (フレームドボックスクス及びびいさしの設置状況を含む。)		A・B・C	適・不適
皮	(1) 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 冷暖同時供給の有無		A・B・C	適・不適
	(3) 熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 蓄熱システムの仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(5) 2次ポンプの仕様 (流量制御方式を含む。) 及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(6) 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(7) 2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(8) 空調機の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(9) 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(10) 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(11) 外気冷房制御の有無		A・B・C	適・不適

(日本産業規格 A 列 4 番)

(第四面)

	(12) 全熱交換器の仕様及び設置状況	A・B・C	適・不適
	(13) 全熱交換器の自動切替機能の設置状況	A・B・C	適・不適
換	(1) 換気設備 (換気代替空調機を含む。) の仕様及び設置状況	A・B・C	適・不適
	(2) 換気設備に係る各種制御 (換気代替空調機を含む。) の設置状況	A・B・C	適・不適
照	(1) 照明器具の消費電力、台数及び取付状況	A・B・C	適・不適
明	(2) 各種制御の設置状況 (在室検知制御等※ 注意 7 参照)	A・B・C	適・不適
設	(1) 熱源機器の仕様及び設置状況	A・B・C	適・不適
備	(2) 給湯配管の保温の仕様及び設置状況	A・B・C	適・不適
給	(3) 節湯器具の仕様及び設置状況	A・B・C	適・不適
	(4) 太陽熱利用設備の仕様及び設置状況	A・B・C	適・不適
湯	昇降機の仕様及び設置状況	A・B・C	適・不適
	太陽光発電の仕様及び設置状況	A・B・C	適・不適
設	パワーステーションの仕様及び設置状況	A・B・C	適・不適
	ソーラーステーションの仕様及び設置状況	A・B・C	適・不適

(日本産業規格 A 列 4 番)

別記第二十二号様式の十一を別記第二十二号様式の十五とする。
別記第二十二号様式の十を次のように改める。

(第五面)

(注意)

- 1 本様式は、「標準入力法等」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本、副本）提出してください。なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。
- 7 照明設備の在室検知制御等とは、タイムスケジュール制御、初期照度補正制御、昼光連動調光制御、明るさ感知による自動点滅制御及び照度調整調光制御のことをいいます。

(日本産業規格A列4番)

第22号様式の13（第15条の4関係）

省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法用）（第一面）

下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

殿 年 月 日

代表となる工事監理者 住所 会社名 氏名 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号 電話 () 級建築士 () 登録第 () 号
工事施工者 住所 会社名 氏名 () 級建築士 () 登録第 () 号 電話 () 級建築士 () 登録第 () 号
建築主 住所 氏名 (法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 電話 () 級建築士 () 登録第 () 号

記

工事現場	名称	区 市	
	建築場所		
確認・計画通知、年月日及び番号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
計画変更年月日及び番号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・RC造・S造・RC造・SRC造・その他 ()	工事種別	新築・増築・改築
規模	地上 階・地下 階	用途	
	建築面積 m ² ・延面積 m ² ・最高の高さ m		
当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にしを記入)	☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法	☐ 標準入力法等	
	☐ モデル建物法 (小規模版)		
他の評価方法を活用している部分	評価方法	建築物の部分	

(日本産業規格A列4番)

(第二面)

適合判定通知書			
建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日	適合通知書番号	第 号

計画変更			
変更計画書番号—1	年 月 日	適合通知書番号	第 号
変更計画書番号—2	年 月 日	適合通知書番号	第 号
変更計画書番号—3	年 月 日	適合通知書番号	第 号

軽微な変更			
軽微変更番号等—1	年 月 日	軽微な変更説明書番号	第 号
軽微変更番号等—2	年 月 日	軽微な変更説明書番号	第 号
軽微変更番号等—3	年 月 日	軽微な変更説明書番号	第 号
総合所見			

(日本産業規格A列4番)

(第三面)

報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
外	(1) 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 窓の仕様及び設置状況（フラインドボックス及びびさしの設置状況を含む。）		A・B・C	適・不適
空 気 調 和 設 備	(1) 熱源機器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 全熱交換器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 全熱交換器の自動切替機能の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(5) 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
換 気 設 備	(6) 空調機ファンの変风量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(1) 換気設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
皮	(2) 送风量制御の設置状況		A・B・C	適・不適

(日本産業規格 A 列 4 番)

(第四面)

照 明 設 備	(1) 建物用途に応じた室の照明器具の仕様及び設置状況	A・B・C	適・不適
	(2) 各種制御の設置状況（在室検知制御等※ 注意 7 参照）	A・B・C	適・不適
給 湯 設 備	(1) 建物用途に応じた使用用途の熱源機器の仕様及び設置状況	A・B・C	適・不適
	(2) 給湯配管の保温の仕様及び設置状況	A・B・C	適・不適
昇 降 機 設 備	(3) 簡易器具の仕様及び設置状況	A・B・C	適・不適
	昇降機の仕様及び設置状況	A・B・C	適・不適
発 電 機 器 設 備	太陽光発電の仕様及び設置状況	A・B・C	適・不適
シ ョ ー リ ン グ シ ス テ ム 設 備	コージェネレーション設備の仕様、設置状況	A・B・C	適・不適

(注意)

- 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本、副本）提出してください。なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。
- 照明設備の在室検知制御等とは、タイムスケジュール制御、初期照度補正制御、昼光運動調光制御、明るさ感知による自動点滅制御及び照度調整調光制御のことをいいます。

(日本産業規格 A 列 4 番)

別記第二十二号様式の十を別記第二十二号様式の十三とする。
別記第二十二号様式の九の次に次の三様式を加える。

第22号様式の10（第15条の4関係）

省エネ基準工事監理状況報告書（仕様基準用）（第一面）
下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

殿
年 月 日

代表となる工事監理者
住所 会社名 氏名
（ ）級建築士事務所（ ）登録第（ ）号
工事施工者
住所 会社名 氏名
建設業の許可 大臣・知事 第（ ）号
（ ）級建築士（ ）登録第（ ）号
建築主
住所 氏名
（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

記

工事現場	名称	区 市	
	建築場所		
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日	第 号
計画変更年月日及び番号		年 月 日	第 号
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造（造＋造）・その他（ ）		工事種別 新築・増築・改築
規模	地上	階・地下	階
	建築面積	m ² ・延面積	m ² ・最高の高さ m
当該建築物において活用している他の評価方法 (該当する□にしを記入)		☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法 ☐ モデル建物法 ☐ モデル建物法（小規模版） ☐ 標準入力法等	
他の評価方法を活用している部分		評価方法	
		建築物の部分	

適合判定通知書			
建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日	適合通知書番号	第 号

計画変更			
変更計画書番号—1	年 月 日	適合通知書番号	第 号
変更計画書番号—2	年 月 日	適合通知書番号	第 号
変更計画書番号—3	年 月 日	適合通知書番号	第 号

軽微な変更			
軽微変更番号等—1	年 月 日	軽微な変更説明書番号	第 号
軽微変更番号等—2	年 月 日	軽微な変更説明書番号	第 号
軽微変更番号等—3	年 月 日	軽微な変更説明書番号	第 号

総合所見	
------	--

(日本産業規格 A 列 4 番)

(第三面)

報告内容 (以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。)

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
外	(1) 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲(鉄筋コンクリート造の場合)		A・B・C	適・不適
	(3) 窓の仕様及び設置状況(付属部材やひさしの設置状況を含む。)		A・B・C	適・不適
暖房設備	(1) 暖房方式		A・B・C	適・不適
	(2) 暖房設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
冷房設備	(1) 冷房方式		A・B・C	適・不適
	(2) 冷房設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
設備	換気設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
設備	非居室の証明設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
設備	給湯設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

- (注意)
- 本様式は、「仕様基準」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
 - 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
 - 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
 - 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
 - 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部(正本、副本)提出してください。なお、確認後1部(副本)は返却しますので、建築主が保管してください。
 - 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

第22号様式の11（第15条の4関係）

省エネ基準工事監理状況報告書（仕様・計算併用法用）（第一面）

下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

殿
年 月 日

代表となる工事監理者
住所 氏名 電話 () 級建築士事務所 () 登録第 () 号
工事施工者
住所 氏名 電話 () 級建築士 () 登録第 () 号
建設業の許可 大臣・知事 第 () 号
建築主
住所 氏名 電話 () 級建築士 () 登録第 () 号
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
記

工事現場	名称	区
建築場所		
確認・計画通知、年月日及び番号	年 月 日	第 号
計画変更年月日及び番号	年 月 日	第 号
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・混合構造（造＋造）・その他（ ）	工事種別 新築・増築・改築
規模	地上 階・地下 階・P H 階	用途
建築面積 m ² ・延面積 m ² ・最高の高さ m		
仕様・計算併用法の種別	☐ 外皮性能が仕様基準、一次エネルギー消費性能が標準計算法 ☐ 外皮性能が標準計算法、一次エネルギー消費性能が仕様基準	
当該建築物において活用している他の評価方法（該当する□にしを記入）	☐ 仕様基準 ☐ 標準計算法 ☐ モデル建物法 ☐ モデル建物法（小規模版） ☐ 標準入力法等	
他の評価方法を活用している部分	評価方法	建築物の部分

（日本産業規格A列4番）

（第二面）

適合判定通知書			
建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日	適合通知書番号	第 号

計画変更			
変更計画書番号—1	年 月 日	適合通知書番号	第 号
変更計画書番号—2	年 月 日	適合通知書番号	第 号
変更計画書番号—3	年 月 日	適合通知書番号	第 号

軽微な変更			
軽微変更番号等—1	年 月 日	軽微な変更説明書番号	第 号
軽微変更番号等—2	年 月 日	軽微な変更説明書番号	第 号
軽微変更番号等—3	年 月 日	軽微な変更説明書番号	第 号
総合所見			

（日本産業規格A列4番）

(第三面)

【外皮性能が仕様基準、一次エネルギー消費性能が標準計算法の場合】
報告内容（以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
基本情報	(1) 建て方及び居室の構成等		A・B・C	適・不適
	(2) 床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計及び吹抜け等）		A・B・C	適・不適
外皮	(1) 断熱材の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C	適・不適
	(3) 窓の仕様及び設置状況（付属部材やひさしの設置状況を含む。）		A・B・C	適・不適
暖房設備	(1) 暖房方式及び暖房設備機器の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 暖房設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
冷房設備	(1) 冷房方式及び冷房設備機器の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 冷房設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
換気設備	(1) 換気方式、換気設備の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(2) 換気設備等の設置状況		A・B・C	適・不適

(日本産業規格 A 列 4 番)

(第四面)

給湯設備	(1) 給湯設備の有無及び熱源機の種類	A・B・C	適・不適
	(2) 給湯設備機器の仕様及び性能	A・B・C	適・不適
	(3) ふろ機能、給湯配管、水栓及び浴槽の仕様等	A・B・C	適・不適
照明設備	主たる居室、その他居室、非居室の証明設備の種類及び制御等の設置状況	A・B・C	適・不適
太陽光発電設備	(1) パワーコンディショナの低下負荷効率	A・B・C	適・不適
	(2) 太陽電池アレイの種類及び容量	A・B・C	適・不適
	(3) パネルの設置状況	A・B・C	適・不適
太陽熱利用設備	(1) 太陽熱利用設備の種類	A・B・C	適・不適
	(2) 液体集熱式太陽熱利用設備の種類及び品番	A・B・C	適・不適
	(3) 液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況	A・B・C	適・不適
	(4) 空気集熱式太陽熱利用設備の仕様及び性能	A・B・C	適・不適
	(5) 空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況	A・B・C	適・不適
コージェネレーション設備	(1) コージェネレーション機器の品番及び種類	A・B・C	適・不適
	(2) 逆潮流の有無	A・B・C	適・不適

(日本産業規格 A 列 4 番)

(第五面)

「外皮性能が標準計算法、一次エネルギー消費性能が仕様基準の場合」
報告内容（以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
基 本 情 報	(1) 建て方及び居室の構成等		A・B・C	適・不適
	(2) 床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計及び吹抜け等）		A・B・C	適・不適
外	(1) 熱的境界となる部位及び面積		A・B・C	適・不適
	(2) 熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様及び熱貫流率		A・B・C	適・不適
	(3) 窓の仕様及び設置状況（付属部材やひさしの設置状況を含む。）		A・B・C	適・不適
皮	(4) 構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C	適・不適
	(5) 基礎断熱部の基礎の形状及び範囲等		A・B・C	適・不適
暖 房 設 備	(1) 暖房方式		A・B・C	適・不適
	(2) 暖房設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
冷 房 設 備	(1) 冷房方式		A・B・C	適・不適
	(2) 冷房設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

（日本産業規格 A 列 4 番）

(第六面)

換 気 設 備	換気設備の仕様及び設置状況	A・B・C	適・不適
照 明 設 備	非居室の照明設備の仕様及び設置状況	A・B・C	適・不適
給 湯 設 備	給湯設備の仕様及び設置状況	A・B・C	適・不適

（注 意）

- 1 本様式は、「仕様・計算併用法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
（A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認）
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本、副本）提出してください。なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

（日本産業規格 A 列 4 番）

第22号様式の12（第15条の4関係）

省エネ基準工事監理状況報告書（標準計算法用）（第一面）

下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

殿

年 月 日

代表となる工事監理者
住所 会社名
（ ）級建築士事務所（ ）登録第（ ）号
（ ）級建築士（ ）登録第（ ）号
工事施工者
住所 会社名
建設業の許可 大臣・知事 第（ ）号
（ ）級建築士（ ）登録第（ ）号
建築主
住所 氏名
（ ）級建築士（ ）登録第（ ）号
（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

記

工事現場	名称	区市	
	建築場所		
確認・計画通知、年月日及び番号		年 月 日 第 号	年 月 日 第 号
計画変更年月日及び番号		年 月 日 第 号	
構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・ 混構造（造＋造）・その他（ ）	工事種別	新築・増築・改築
	地上 階・地下 階	用途	
規模	建築面積 m ² ・延面積 m ² ・最高の高さ m		
	当該建築物において活用している他の評価方法（該当する□にしを記入） ☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ モデル建物法 ☐ モデル建物法（小規模版） ☐ 標準入力法等		
他の評価方法を活用している部分		評価方法	建築物の部分

(第二面)

適合判定通知書			
建築物エネルギー消費性能確保計画	年 月 日	適合通知書番号	第 号

計画変更			
変更計画書番号—1	年 月 日	適合通知書番号	第 号
変更計画書番号—2	年 月 日	適合通知書番号	第 号
変更計画書番号—3	年 月 日	適合通知書番号	第 号

軽微な変更			
軽微変更番号等—1	年 月 日	軽微な変更説明書番号	第 号
軽微変更番号等—2	年 月 日	軽微な変更説明書番号	第 号
軽微変更番号等—3	年 月 日	軽微な変更説明書番号	第 号
総合所見			

(第三面)				
報告内容（以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。）				
項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
基 本 情 報	(1) 建て方及び居室の構成等		A・B・C	適・不適
	(2) 床面積等（主たる居室、その他の居室、床面積合計及び吹抜け等）		A・B・C	適・不適
外 皮	(1) 熱的境界となる部位及び面積		A・B・C	適・不適
	(2) 熱的境界となる屋根、外壁等の部位の仕様及び熱貫流率		A・B・C	適・不適
	(3) 窓の仕様及び設置状況（付属部材やひさしの設置状況を含む。）		A・B・C	適・不適
	(4) 構造熱橋部の断熱補強の仕様及び範囲（鉄筋コンクリート造の場合）		A・B・C	適・不適
暖 房 設 備	(5) 基礎断熱部の基礎の形状及び範囲等		A・B・C	適・不適
	(1) 暖房方式及び暖房設備機器の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 暖房設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
冷 房 設 備	(3) 暖房設備等の設置状況		A・B・C	適・不適
	(1) 冷房方式及び冷房設備機器の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 冷房設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(3) 冷房設備等の設置状況		A・B・C	適・不適

（日本産業規格 A 列 4 番）

(第四面)				
換 気 設 備	(1) 換気方式、換気設備の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(2) 換気設備等の設置状況		A・B・C	適・不適
給 湯 設 備	(1) 給湯設備の有無及び熱源機の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯設備機器の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
設 明 備	(3) ふろ機能、給湯配管、水栓及び浴槽の仕様等		A・B・C	適・不適
	主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類及び制御等の設置状況		A・B・C	適・不適
太 陽 光 発 電 設 備	(1) パワーコンディショナの低下負荷効率		A・B・C	適・不適
	(2) 太陽電池アレイの種類及び容量		A・B・C	適・不適
	(3) パネルの設置状況		A・B・C	適・不適
太 陽 熱 利 用 設 備	(1) 太陽熱利用設備の種類		A・B・C	適・不適
	(2) 液体集熱式太陽熱利用設備の種類及び品番		A・B・C	適・不適
	(3) 液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C	適・不適
	(4) 空気集熱式太陽熱利用設備の仕様及び性能		A・B・C	適・不適
	(5) 空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C	適・不適

（日本産業規格 A 列 4 番）

別記第二十二号様式の十三の次に次の様式を加える。

(第五面)

コ ン ジ エ ネ ル シ ー	(1) コ ン ジ エ ネ ル シ ー 機 器 の 品 番 及 び 種 類		A・B・C	適・不適
	(2) 逆 潮 流 の 有 無		A・B・C	適・不適

(注意)

1 本様式は、「標準計算法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。

2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。

3 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。

4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)

5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本、副本）提出してください。
なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。

6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

(日本産業規格 A列 4 番)

第22号様式の14（第15条の4関係）

省エネ基準工事監理状況報告書（モデル建物法（小規模版）用）（第一面）

下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

代表となる工事監理者

住所
氏名
住所
氏名
住所
氏名
住所
氏名

電話番号
() 級建築士事務所 () 登録第 () 号
() 級建築士 () 登録第 () 号
建設業の許可 大臣・知事 第 () 号
() 級建築士 () 登録第 () 号
電話番号 ()

工事現場

名称
建築場所
市区市

確認・計画通知、年月日及び番号

年月日 第 号

計画変更年月日及び番号

年月日 第 号

構造

木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・
混構造（造＋造）・その他（ ）

工事種別
新築・増築・改築

規模

地上 階・地下 階・PH 階

用途

当該建築物において活用している
他の評価方法
(該当する□にしを記入)

☐仕様基準 ☐仕様・計算併用法 ☐標準計算法
☐モデル建物法 ☐標準入力法等

他の評価方法を活用している部分

評価方法 建築物の部分

記

（日本産業規格A列4番）

（第二面）

適合判定通知書

建築物エネルギー消費性能確保計画

年月日 適合通知書番号 第 号

計画変更

変更計画書
番号—1

年月日 適合通知書番号 第 号

変更計画書
番号—2

年月日 適合通知書番号 第 号

変更計画書
番号—3

年月日 適合通知書番号 第 号

軽微な変更

軽微変更番号等—1

年月日 軽微な変更説明書番号 第 号

軽微変更番号等—2

年月日 軽微な変更説明書番号 第 号

軽微変更番号等—3

年月日 軽微な変更説明書番号 第 号

総合所見

（日本産業規格A列4番）

(第三面)

報告内容（以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。）

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
外	(1) 外壁、屋根の断熱仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 窓の仕様及び設置状況（フライント及びひさしの有無を含む。）		A・B・C	適・不適
空 気 調 和 設 備	(1) 熱源機器の種類、台数及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 全熱交換器の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(3) 全熱交換器の自動換気切替機能の設置状況		A・B・C	適・不適
換 気 設 備	(4) 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(1) 建物用途に応じた室の換気設備の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
照 明 設 備	(2) 送風量制御の設置状況		A・B・C	適・不適
	(1) 建物用途に応じた室の照明器具の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
省 エ ネ ル ギ ー 制 御 等 の 設 置 状 況	(2) 省エネ制御等の設置状況		A・B・C	適・不適

(日本産業規格 A 列 4 番)

(第四面)

給 湯 設 備	(1) 建物用途に応じた使用用途の熱源機器の種類、仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
	(2) 給湯配管の保温の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適
大 陽 光 発 電 設 備	(3) 節湯器具の種類及び設置状況		A・B・C	適・不適
	太陽光発電の仕様及び設置状況		A・B・C	適・不適

(注意)

- 本様式は、「モデル建物法（小規模版）」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
(A：目視による立会確認、B：計測等による立会確認、C：施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部（正本、副本）提出してください。なお、確認後1部（副本）は返却しますので、建築主が保管してください。
- 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

別記第二十二号様式の十五の次に次の三様式を加える。

第22号様式の16（第15条の4関係）

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書（仕様基準用）
(第一面)

申請者氏名

殿

年 月 日

申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能基準への適合について、軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

1	住宅の名称	
2	住宅の所在地	
3	確認済証交付年月日・番号	
4	軽微な変更の内容	☐ 建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更 ☐ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条に該当する軽微な変更 ☐ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 ☐ 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更
5	備考	

(注意)

1 この説明書は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（以下「仕様基準」という。）」を用いた住宅の完了検査申請の際に、申請に係る住宅に軽微な変更があつた場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。

2 「3 確認済証交付年月日・番号」において、省エネ適合性判定を受けた場合は、省エネ適合性判定年月日・番号を記載してください。

3 「4 軽微な変更の内容」において、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」にチェックした場合には第二面に、「一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。

4 仕様基準に定める仕様に該当しない変更を行う場合、別途所管行政庁又は登録省エネ適合性判定機関による適合性判定が必要となりますので御注意ください。

受付欄

(第二面)

【外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更】

・変更内容
☐断熱構造とする部分の変更 ☐外皮の断熱性能等の変更 ☐開口部の断熱性能等の変更 ☐その他（ ）
・具体的な変更の記載欄
・添付図書等
(注意) 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

(第三面)

【一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更】

・変更内容
☐暖房設備 変更内容記入欄 [] ☐冷房設備 変更内容記入欄 [] ☐全般換気設備 変更内容記入欄 [] ☐照明設備 変更内容記入欄 [] ☐給湯設備 変更内容記入欄 []
・添付図書等
(注意) 変更となる設備は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

第22号様式の17（第15条の4関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る 軽微な変更説明書（仕様・計算併用法用）
(第一面)

殿

申請者氏名

年 月 日

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条(同規則第9条第2項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更がありましたので、報告します。

1 住宅の名称	
2 省エネ適合性判定年月日・番号	
4 仕様・計算併用法の種別	☐ 外皮性能が仕様基準、一次エネルギー消費性能が標準計算法 ☐ 外皮性能が標準計算法、一次エネルギー消費性能が仕様基準
5 軽微な変更の内容	
〔仕様基準〕 ☐ 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更 ☐ 一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更 〔標準計算法〕 ☐ A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によって基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）	
6 備考	
(注意)	
1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があつた場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。	受付欄
2 「5 軽微な変更の内容」において、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」にチェックした場合には第二面に、「一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Aにチェックした場合には第四面に、Bにチェックした場合には第五面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	

(日本産業規格A列4番)

(第二面)

〔外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更〕

・変更内容

☐ 断熱構造とする部分の変更

☐ 外皮の断熱性能等の変更

☐ 開口部の断熱性能等の変更

☐ その他（ ）

・具体的な変更の記載欄

・添付図書等

| (注意) |
| 変更内容は、該当するものの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。 |

(日本産業規格A列4番)

(第三面)

【一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更】

・変更内容	
☐ 暖房設備 変更内容記入欄	[]
☐ 冷房設備 変更内容記入欄	[]
☐ 全換気設備 変更内容記入欄	[]
☐ 照明設備 変更内容記入欄	[]
☐ 給湯設備 変更内容記入欄	[]
・添付図書等	
(注意)	変更となる設備は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

(第四面)

【A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更】

・変更内容	
次の①から④までに該当する変更 ☐ ①外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率若しくは日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）又は開口部面積が増加しない変更 ☐ ②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更 ☐ ③空調調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。） ☐ ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設	
・上記変更内容についての具体的な内容	
・添付図書等	
(注意)	変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

第22号様式の18（第15条の4関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（標準計算法用）

(第一面)

第 年 月 日

殿

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更がありましたので、報告します。

1	住宅の名称	
2	住宅の所在地	
3	省エネ適合性判定年月日・番号	
4	変更の内容	☐ A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更 ☐ B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 ☐ C 再計算によつて基準適合が明らかな変更（建築物の用途や計算方法の変更を除く。）
5	備考	

(注意)

1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があつた場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。

2 「4 変更の内容」において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。

受付欄

(日本産業規格 A 列 4 番)

(第五面)

[B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更]

・変更前の $B E I = (\quad) \leq 0.9$

・変更内容

次の①又は②に該当する変更

☐ ① 床面積

主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減

・変更前の $U_{\text{値}} = (\quad) \leq (\quad) \times 0.9$ 、
変更前の $\eta_{\text{AC値}} = (\quad) \leq (\quad) \times 0.9$

☐ ② 外皮に係る変更で以下のいずれか

☐ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更

☐ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更

☐ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更

☐ 基礎断熱の基礎形状等の変更

・上記 ☐ チェックについて具体的な変更の記載欄

・添付図書等

(注意)

変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

(第二面)

〔A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更〕

・変更内容

次の①から④までに該当する変更

☐ ①外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率若しくは日射熱取得率が増加しない変更（外皮面積が変わらない場合に限る。）又は開口部面積が増加しない変更

☐ ②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更

☐ ③空調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更を含む。）

☐ ④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

・上記変更内容についての具体的な内容

・添付図書等

(注意)

変更内容は、該当するものの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

(第三面)

〔B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更〕

・変更前の B E I = () ≤ 0.9

・変更内容

次の①又は②に該当する変更

☐ ① 床面積

主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない増減

・変更前の U_k 値 = () $\leq$ () $\times 0.9$ 、
変更前の η_{ac} 値 = () $\leq$ () $\times 0.9$

☐ ② 外皮に係る変更で以下のいずれか

☐ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更

☐ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材をなくす変更

☐ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更

☐ 基礎断熱の基礎形状等の変更

・上記チェックについて具体的な変更の記載欄

・添付図書等

(注意)

変更内容は、該当するものの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築基準法施行細則別記第二十二号様式の十から第二十二号様式の十二までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十四号

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則（昭和四十六年東京都規則第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第四十九号イ中「第八条」を「第七条」に改め、同号ロ中「第十二条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同号ハ中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同号ニ中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同号ホを削り、同号ヘ中「第十七条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号ヘを同号ホとし、同号トからリまでを削り、同号ヌ中「第二十三条第三項」を「第十六条第四項」に改め、同号ヌを同号ヘとし、同号ル中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同号ルを同号トとし、同号ヲ中「第三十五条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号ヲを同号チとし、同号ワ中「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同号ワを同号リとし、同号カ中「第三十七条」を「第三十二条」に改め、同号カを同号ヌとし、同号ヨ中「第三十八条」を「第三十三条」に改め、同号ヨを同号ルとし、同号タ中「第三十九条」を「第三十四条」に改め、同号タを同号ヲとし、同号レからネまでを削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正

する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十五号

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成十年東京都規則第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「特定構造計算基準又は」を「特定構造計算基準若しくは」に改め、「の審査」の下に「又は建築物の計画（建築基準法第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十六号

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成二十八年東京都規則第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十二条第一項又は第十三条第二項」を「第十一条第一項ただし書又は第十二条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合の審査、法第十一条第一項又は第十二

条第二項」に、「第十二条第二項」を「第十一条第二項」に、「第十三条第三項」を「第十二条第三項」に、「第三十五条第一項」を「第三十条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、「法第四十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（以下「基準適合認定申請」という。）を削り、「第十一条」を「第十三条」に改める。

第六条中「第三十五条第一項」を「第三十条第一項」に改め、「基準適合認定申請をしようとする者は、当該申請が法第四十一条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に、それぞれ」及び「これらの」を削り、同条の表中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第七条の見出しを「（建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する図書）」に改め、同条第一項中「第一条第一項」を「第三条第一項」に、「手数料額計算書（別記第一号様式（適合性判定の場合に限る。）又は別記第一号様式の二（計画変更適合性判定の場合に限る。））」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを示す次に掲げる書類のいずれかを有する場合には、当該書類

イ 住宅品確法第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書（提出又は通知に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の設計住宅性能評価に限る。以下「設計住宅性能評価書」という。）又はその写し

ロ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第七条（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定通知書（以下「長期優良住宅認定通知書」という。）又はその写し

ハ 住宅品確法第六条の二第五項に規定する長期使用構造等である旨の確認書（以下「長期使用構造等確認書」）又はその写し

ニ 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第四十三条第一項の規定による認定通知書（以下「低炭素建築物認定通知書」という。）又はその写し

ホ 規則第二十四条第一項の規定による認定通知書（以下「性能向上計画認定通知

書」という。）又はその写し

二 手数料額計算書（別記第一号様式（適合性判定の場合に限る。）又は別記第一号様式の二（計画変更適合性判定の場合に限る。））

第七条第二項中「第二十三条第一項」を「第三条第三項」に、「必要」を「不要」に、「次に掲げるもの」を「前項第一号の書類を添付する場合において、規則第三条第一項に掲げる図書のうち知事が不要と認める図書」に改め、同項各号及び同条第三項を削り、同条第四項中「別表三の部の三の款（一）の項及び四の款（一）の項」を「別表三の部の二の款（一）の項及び三の款（一）の項」に、「第二項第一号イ又はロ」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とする。

第八条に見出しとして「（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に添付する図書）」を付し、同条第一項中「第三十条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同項第一号中「建築物が建築物エネルギー消費性能基準」を「建築物エネルギー消費性能向上計画が法第三十条第一項各号に掲げる基準」に改め、「のいずれか」を削り、同号ロを次のように改める。

ロ 住宅品確法第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の写し

第八条第一項第一号ハからホまでを削り、同項第二号中「別記第三号様式」を「別記第一号様式の三（計画認定申請（別記第一号様式の四に係る申請を除く。）の場合に限る。）」、別記第一号様式の四（複数建築物に係る計画認定申請の場合に限る。））、別記第二号様式（計画変更認定申請（別記第二号様式の二に係る申請を除く。）の場合に限る。）又は別記第二号様式の二（複数建築物に係る計画変更認定申請の場合に限る。））に改め、同条第二項中「第三十条第三項」を「第二十条第三項」に、「第二十条第三項第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第三項中「別表三の部」の下に「四の款（一）の項及び」を加える。

第九条第一項中「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に、「第三十六条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同条第二項中「第三十五条第二項」を「第三十条第二項」に、「特定構造計算基準又は」を「特定構造計算基準若しくは」に改め、「の審査」の下に「又は建築物の計画（建築基準法第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るものうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関

係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限り、) が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査を加える。

第十条中「第三十五条第三項」を「第三十条第三項」に、「第三十六条第二項」を「第三十一条第二項」に、「別記第四号様式」を「別記第三号様式」に改める。

第十一条の見出し中「計画認定申請」を「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項の規定による」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「別記第六号様式」を「別記第五号様式」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「別記第五号様式」を「別記第四号様式の二」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

建築物エネルギー消費性能確保計画又は変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出又は通知した者は、知事が当該提出又は通知に対する適合性判定を行う前に、これらの提出又は通知を取り下げようとするときは、取下げ届(別記第四号様式)の正本及び副本により知事に届け出なければならない。

第十二条中「第三十五条第一項各号」を「第三十条第一項各号」に、「第三十六条第二項」を「第三十一条第二項」に、「別記第七号様式」を「別記第六号様式」に改める。
第十三条中「第三十七条」を「第三十二条」に、「第三十五条第一項」を「第三十条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に、「別記第八号様式」を「別記第七号様式」に改める。

第十四条第二項中「前項」を「前二項」に、「認定建築主」を「届出をした者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「別記第九号様式」を「別記第八号様式の二」に、「別記様式第三十四」を「別記様式第二十八」に、「別記様式第三十六」を「別記様式第三十」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

適合性判定又は計画変更適合性判定に係る適合判定通知書の交付を受けた建築主は、建築物エネルギー消費性能確保計画による建築物の建築を取りやめるときは、建築取りやめ届(別記第八号様式)の正本及び副本に、規則別記様式第三又は規則別記様式第十三による適合判定通知書を添付して、知事に届け出なければならない。

第十五条第一号中「別記第十号様式」を「別記第九号様式」に、同条第二号中「別記第十一号様式」を「別記第十号様式」に改める。

第十六条の見出し中「特定建築物等に係る」を削り、同条第一項中「第十七条第一項又は第二十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「別記第十一号様式の二」を「別記第十号様式の二」に改め、同条第二項を削る。

第十七条中「第三十九条」を「第三十四条」に、「別記第十三号様式」を「別記第十号様式」に改める。

第十八条を削る。

第十九条第一項第二号中「別表三の部一の項」を「別表三の部二の項」に改め、同条第二項中「別記第十五号様式」を「別記第十二号様式」に、「別記第十六号様式」を「別記第十三号様式」に、「第一条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第三項中「別記第十七号様式」を「別記第十四号様式」に改め、同条に次の一項を加える。

4 手数料条例別表三の部六の款(一)の項に規定する知事が定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 設計住宅性能評価書又はその写し
 - 二 長期優良住宅認定通知書又はその写し
 - 三 長期使用構造等確認書又はその写し
 - 四 低炭素建築物認定通知書又はその写し
 - 五 性能向上計画認定通知書又はその写し
- 第十九条を第十八条とする。

第二十条第一項中「第二十九条」を「第二十八条」に、「第二十六条」を「第二十五条」に、「別記第十八号様式」を「別記第十五号様式」に、「第二十三条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第二項中「別記第十九号様式」を「別記第十六号様式」に改め、同条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とする。

別記第一号様式から第二号様式の二までを次のように改める。

第1号様式（第7条関係）

適合性判定

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）

- 1 建築物の用途 ☐ 一戸建て住宅 ☐ 一戸建て住宅以外の住宅
（該当する□にシを記入） ☐ 工場等のみ ☐ 工場等のみの場合以外の非住宅

- 2 計画の評価方法
（該当する□にシを記入）
住宅部分：
☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法
非住宅部分：
☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

計画の種類 （該当する□にシを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅	m ²	別表三 二の(イ)の(1) 円(a)	別表三 二の(ロ)の(1) 円(A)
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の合計	別表三 二の(イ)の(2)のイ 円(b)	別表三 二の(ロ)の(2)のイ 円(B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表三 二の(イ)の(1) 円(c)	別表三 二の(ロ)の(1) 円(C)
	工場等のみの場合の床面積の合計	／	
	非住宅部分の床面積の合計		
	m ²	別表三 二の(イ)の(2)のロ 円(e)	別表三 二の(ロ)の(2)のハ 円(D)
計		(b) + (e) 又は (c) + (e) 円	(B) + (E)、(C) + (E) 又は (D) + (E) 円

合計 円

- (注意)
- 「適合証等」とは、東京都建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第7条第1項第1号に規定する図書をいう。
 - 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
 - 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等の場合と同額とする。
 - 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

（日本産業規格A列4番）

第1号様式の2（第7条関係）

計画変更適合性判定

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定）

- 1 建築物の用途 ☐ 一戸建て住宅 ☐ 一戸建て住宅以外の住宅
（該当する□にシを記入） ☐ 工場等のみ ☐ 工場等のみの場合以外の非住宅

- 2 計画の評価方法
（該当する□にシを記入）
住宅部分：
☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法
非住宅部分：
☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

計画の種類 （該当する□にシを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅	m ²	別表三 三の(イ)の(1) 円(a')	別表三 三の(ロ)の(1) 円(A')
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の合計	別表三 三の(イ)の(2)のイ 円(b')	別表三 三の(ロ)の(2)のイ 円(B')
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表三 三の(イ)の(1) 円(c')	別表三 三の(ロ)の(1) 円(C')
	工場等のみの場合の床面積の合計	／	
	非住宅部分の床面積の合計		
	m ²	別表三 三の(イ)の(2)のロ 円(e')	別表三 三の(ロ)の(2)のハ 円(D')
計		(b') + (e') 又は (c') + (e') 円	(B') + (E')、(C') + (E') 又は (D') + (E') 円

合計 円

- (注意)
- 「適合証等」とは、東京都建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第7条第1項第1号に規定する図書をいう。
 - 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
 - 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等の場合と同額とする。
 - 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

（日本産業規格A列4番）

第1号様式の3（第7条関係）

計画認定申請

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による申請)

1 申請の対象とする範囲

☐ 建築物全体

☐ 複合建築物の非住宅部分

☐ 複合建築物の住宅部分

2 計画の評価方法

(該当する□にシを記入)

住宅部分：

☐ 誘導仕様基準

☐ 仕様・計算併用法

☐ 標準計算法

非住宅部分：

☐ モデル建物法

☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（該当する□にシを記入）

申請	適合証等がある場合	適合証等がない場合
□一戸建て住宅	別表三 四の(一)の(1)	別表三 四の(二)の(1)
	㎡	㎡
	別表三 四の(一)の(2)のイ	別表三 四の(二)の(2)のイ
	円 (a)	円 (A)
□一戸建て住宅以外の建築物	別表三 四の(一)の(1)	別表三 四の(二)の(1)
	㎡	㎡
	別表三 四の(一)の(2)のイ	別表三 四の(二)の(2)のイ
	円 (b)	円 (B)
住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表三 四の(一)の(2)のロ	別表三 四の(二)の(2)のロ
	㎡	㎡
	別表三 四の(一)の(2)のロ	別表三 四の(二)の(2)のロ
	円 (c)	円 (C)
非住宅部分の床面積の合計	別表三 四の(一)の(2)のロ	別表三 四の(二)の(2)のロ
	㎡	㎡
	別表三 四の(一)の(2)のロ	別表三 四の(二)の(2)のロ
	円 (d)	円 (D)
合計	(b) + (d) 又は (c) + (d)	(B) + (D) 又は (C) + (D)
	円	円

合計

円

(注意)

1 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。

2 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。

3 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。

4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

(日本産業規格A列4番)

第1号様式の4（第7条関係）

計画認定申請

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による申請)

1 申請の対象とする範囲

建築物全体（複数建築物の認定）

2 計画の評価方法

(該当する□にシを記入)

住宅部分：

☐ 誘導仕様基準

☐ 仕様・計算併用法

☐ 標準計算法

非住宅部分：

☐ モデル建物法

☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（該当する□にシを記入）

申請	適合証等がある場合	適合証等がない場合
□一戸建て住宅	別表三 四の(一)の(1)	別表三 四の(二)の(1)
	㎡	㎡
	別表三 四の(一)の(2)のイ	別表三 四の(二)の(2)のイ
	円 (a)	円 (A)
□一戸建て住宅以外の建築物	別表三 四の(一)の(1)	別表三 四の(二)の(1)
	㎡	㎡
	別表三 四の(一)の(2)のイ	別表三 四の(二)の(2)のイ
	円 (b)	円 (B)
住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表三 四の(一)の(2)のロ	別表三 四の(二)の(2)のロ
	㎡	㎡
	別表三 四の(一)の(2)のロ	別表三 四の(二)の(2)のロ
	円 (c)	円 (C)
非住宅部分の床面積の合計	別表三 四の(一)の(2)のロ	別表三 四の(二)の(2)のロ
	㎡	㎡
	別表三 四の(一)の(2)のロ	別表三 四の(二)の(2)のロ
	円 (d)	円 (D)
合計	(b) + (d) 又は (c) + (d)	(B) + (D) 又は (C) + (D)
	円	円

合計

円

(注意)

1 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。

2 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。

3 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。

4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

5 金額(e)及び(E)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。

6 本様式に別紙を添付すること。

(日本産業規格A列4番)

手数料額計算書（他の建築物）

[illegible]

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による申請)

- 1 申請の対象とする範囲
(該当する□にシを記入)
- | | |
|--------------------------|-------------|
| ☐ | 建築物全体 |
| ☐ | 複合建築物の非住宅部分 |
| ☐ | 複合建築物の住宅部分 |

- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)
- 住宅部分：
□ 普通仕掛甘酒

住宅部分：

- ☐ 誘導仕様基準
 - ☐ 仕様・計算併
 - ☐ 標準計算法
- 非住宅部分：
- ☐ モデル建物法
 - ☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類 (該当する□にシを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
□一戸建て住宅		別表三 五のイの1)	別表三 五のロの1)
□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	m ² 円 (a)	円 (A)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	別表三 五のロの2)のイ 円 (b)	別表三 五のロの2)のイ 円 (B)
	非住宅部分の床面積の合計	別表三 五のロの2)のロ 円 (d)	別表三 五のロの2)のロ 円 (D)
	計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (C) + (D) 円

合	合
---	---

(注意)

- 1 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 2 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 3 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項の規定において準用する第30条第2項の規定に基づき申請をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

第2号様式の2（第7条関係）

計画変更認定申請

手数料額計算書
(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による申請)

1 申請の対象とする範囲
建築物全体 (複数建築物の認定)

2 計画の評価方法
(該当する□にシを記入)
住宅部分：
☐ 誘導仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法
☐ 標準計算法
非住宅部分：
☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請建築物		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅	㎡	別表三 五の(一)の1) 円(a')	別表三 五の(二)の1) 円(A')
☐ 一戸建て住宅の敷が一戸の敷が二戸以上の敷である複合建築物の住宅部分の床面積の合計	㎡	別表三 五の(一)の2)のイ 円(b')	別表三 五の(二)の2)のイ 円(B')
住宅以外の建築物の住宅部分の床面積の合計	㎡	別表三 五の(一)の1) 円(c')	別表三 五の(二)の1) 円(C')
住宅以外の建築物の住宅部分の床面積の合計	㎡	別表三 五の(一)の2)のロ 円(d')	別表三 五の(二)の2)のロ 円(D')
他の建築物	計	(b') + (d') 又は (c') + (d')	(B') + (D') 又は (C') + (D')
合計	㎡	円(e')	円(E')

(注意)
1 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
2 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
3 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項の規定において運用する第30条第2項の規定に基づき申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。
5 金額(e')及び(E')には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
6 本様式に別紙を添付すること。

(日本産業規格A列4番)

別紙

手数料額計算書 (他の建築物)

手数料額の計算

他の建築物		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅	㎡	別表三 五の(一)の1) 円(a')	別表三 五の(二)の1) 円(A')
☐ 一戸建て住宅の敷が一戸の敷が二戸以上の敷である複合建築物の住宅部分の床面積の合計	㎡	別表三 五の(一)の2)のイ 円(b')	別表三 五の(二)の2)のイ 円(B')
住宅以外の建築物の住宅部分の床面積の合計	㎡	別表三 五の(一)の1) 円(c')	別表三 五の(二)の1) 円(C')
住宅以外の建築物の住宅部分の床面積の合計	㎡	別表三 五の(一)の2)のロ 円(d')	別表三 五の(二)の2)のロ 円(D')
他の建築物	計	(b') + (d') 又は (c') + (d')	(B') + (D') 又は (C') + (D')
合計	㎡	円(e')	円(E')

(日本産業規格A列4番)

別記第三号様式を削る。
別記第四号様式中「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第3項」を「第30条第3項」に改め、同様式を別記第三号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第4号様式（第11条関係）

東京都知事 殿		取 下 げ 届		年 月 日
		申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称		
下記の計画を取り下げたいので、東京都建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第11条第1項の規定により届け出ます。				
記				
1 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付番号 第 号				
2 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付年月日 年 月 日				
3 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置				
4 取下げの理由				
(本欄には記入しないでください。)				
受 付 欄		通 知 書 番 号 欄		
年 月 日		年 月 日		
第 号		第 号		
担当氏名		担当氏名		

(注意)
申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(日本産業規格 A 列 4 番)

別記第五号様式中「第11条第1項」を「第11条第2項」に改め、同様式を別記第四号様式の二とする。

別記第六号様式中「第11条第2項」を「第11条第3項」に改め、同様式を別記第五号様式とする。

別記第七号様式中「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同様式を別記第六号様式とする。

別記第八号様式中「第37条」を「第32条」に改め、同様式を別記第七号様式とし、同様の次に次の一様式を加える。

第8号様式（第14条関係）

東京都知事	殿	建 築 取 り や め 届	年 月 日
		建築主の住所又は主たる事務所の所在地 建築主の氏名又は名称	
建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、東京都建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第14条第1項の規定により届け出ます。			
記			
1 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定通知書番号 第 号			
2 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合判定通知書年月日 年 月 日			
3 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置			
(本欄には記入しないでください。)			
受 付 欄		通 知 書 番 号 欄	
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
担当氏名		担当氏名	

(注意)
建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(日本産業規格A列4番)

別記第九号様式中「第14条第1項」を「第14条第2項」に改め、同様式を別記第八号様式の二とする。

別記第十号様式を別記第九号様式とし、別記第十一号様式を別記第十号様式とし、別記第十一号様式の二を別記第十号様式の二とし、別記第十二号様式を削る。

別記第十三号様式中「第39条」を「第34条」に改め、同様式を別記第十一号様式とする。

別記第十四号様式を削る。

別記第十五号様式を次のように改める。

第12号様式（第18条関係）

軽微変更証明

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明）

- 1 建築物の用途
- （該当する□にシを記入）
- ☐ 一戸建て住宅 ☐ 一戸建て住宅以外の住宅
- ☐ 工場等のみ ☐ 工場等のみの場合以外の非住宅

- 2 計画の評価方法
- （該当する□にシを記入）
- 住宅部分：
☐ 仕様基準 ☐ 仕様・計算併用法 ☐ 標準計算法
- 非住宅部分：
☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

計画の種類 (該当する□にシを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅	m ²	別表三 六の(イ)の(1) 円(a)	別表三 六の(ロ)の(1) 円(A)
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	m ²	別表三 六の(イ)の(2)のイ 円(b)	別表三 六の(ロ)の(2)のイ 円(B)
住宅部分の床面積の合計	m ²	別表三 六の(イ)の(1) 円(c)	別表三 六の(ロ)の(1) 円(C)
住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	m ²		別表三 六の(ロ)の(2)のロ 円(D)
工場等のみの場合の床面積の合計	m ²		別表三 六の(ロ)の(2)のロ 円(D)
非住宅部分の床面積の合計	m ²	別表三 六の(イ)の(2)のロ 円(e)	別表三 六の(ロ)の(2)のハ 円(E)
計		(b) + (e) 又は (c) + (e) 円	(B) + (E)、(C) + (E) 又は (D) + (E) 円

合計 円

- (注意)
- 1 「適合証等」とは、東京都建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第18条第4項各号に規定する図書をいう。
- 2 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。

(日本産業規格A列4番)

別記第十五号様式を別記第十二号様式とする。

別記第十六号様式中「第19条」を「第18条」に、「第11条」を「第13条」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第3条」を「第5条」に、「第7条第2項」を「第9条第2項」に、「第1条第1項」を「第3条第1項」に改め、同様式を別記第十三号様式とする。

別記第十七号様式中「第19条」を「第18条」に、「第11条」を「第13条」に改め、「（非住宅部分に係る部分に限る。）」を削り、「第3条」を「第5条」に、「第7条第2項」を「第9条第2項」に改め、同様式を別記第十四号様式とする。

別記第十八号様式中「第20条」を「第19条」に、「第29条」を「第28条」に、「第26条」を「第25条」に、「第23条第1項」を「第20条第1項」に、「別記様式第33」を「別記様式第27」に改め、同様式を別記第十五号様式とする。

別記第十九号様式中「第20条」を「第19条」に、「第29条」を「第28条」に、「第26条」を「第25条」に改め、同様式を別記第十六号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則別記第四号様式から第十一号様式の二まで、第十三号様式及び第十六号様式から第十九号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十七号

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四年東京都規則第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十五条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第七条第二項中「特定構造計算基準又は」を「特定構造計算基準若しくは」に改め、「の審査」の下に「又は建築物の計画（建築基準法第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査」を加える。

別記第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

別記
第1号様式(第6条関係)

認定申請

手数料額計算書

(都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による申請)

1 申請の対象とする範囲
(該当する□にシを記入)

☐ 建築物全体

☐ 複合建築物の非住宅部分

☐ 複合建築物の住宅部分

2 計画の評価方法
(該当する□にシを記入)

住宅部分:

☐ 誘導仕様基準

☐ 仕様・計算併用法

☐ 標準計算法

非住宅部分:

☐ モデル建物法

☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にシを記入)	適合証がある場合	適合証がない場合
☐ 一戸建て住宅	別表二 一のイの1) 円 (a)	別表二 一のロの1) 円 (a)
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	別表二 一のロの2)のイ 円 (b)	別表二 一のロの2)のイ 円 (b)
	別表二 一のイの1) 円 (b)	別表二 一のロの1) 円 (b)
	別表二 一のロの2)のイ 円 (b)	別表二 一のロの2)のイ 円 (b)
	別表二 一のイの1) 円 (c)	別表二 一のロの1) 円 (c)
	別表二 一のロの2)のイ 円 (c)	別表二 一のロの2)のイ 円 (c)
住宅部分の床面積の合計	別表二 一のイの2)のロ 円 (d)	別表二 一のロの2)のロ 円 (d)
非住宅部分の床面積の合計	別表二 一のイの2)のロ 円 (d)	別表二 一のロの2)のロ 円 (d)
計	(b) + (d) 又は (c) + (d) 円	(B) + (D) 又は (c) + (D) 円
合計	円	円

(注意)

1 「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。

2 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。

3 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。

(日本産業規格A列4番)

第2号様式(第6条関係)

変更認定申請

手数料額計算書

(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による申請)

1 申請の対象とする範囲
(該当する□にシを記入)

☐ 建築物全体

☐ 複合建築物の非住宅部分

☐ 複合建築物の住宅部分

2 計画の評価方法
(該当する□にシを記入)

住宅部分:

☐ 誘導仕様基準

☐ 仕様・計算併用法

☐ 標準計算法

非住宅部分:

☐ モデル建物法

☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にシを記入)	適合証がある場合	適合証がない場合
☐ 一戸建て住宅	別表二 二のイの1) 円 (a')	別表二 二のロの1) 円 (a')
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	別表二 二のロの2)のイ 円 (b')	別表二 二のロの2)のイ 円 (b')
	別表二 二のイの1) 円 (b')	別表二 二のロの1) 円 (b')
	別表二 二のロの2)のイ 円 (b')	別表二 二のロの2)のイ 円 (b')
	別表二 二のイの1) 円 (c')	別表二 二のロの1) 円 (c')
	別表二 二のロの2)のイ 円 (c')	別表二 二のロの2)のイ 円 (c')
住宅部分の床面積の合計	別表二 二のイの2)のロ 円 (d')	別表二 二のロの2)のロ 円 (d')
非住宅部分の床面積の合計	別表二 二のイの2)のロ 円 (d')	別表二 二のロの2)のロ 円 (d')
計	(b') + (d') 又は (c') + (d') 円	(B') + (D') 又は (c') + (D') 円
合計	円	円

(注意)

1 「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。

2 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。

3 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において適用する第54条第2項の規定に基づき申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。

(日本産業規格A列4番)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十八号

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する

規則

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「特定構造計算基準又は」を「特定構造計算基準若しくは」に改め、「の審査」の下に「又は建築物の計画（建築基準法第二十条第一項第四号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

行 東 京 都
発 東京都市新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号 一〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 三 鈴 印 刷 株 式 会 社
電話 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
〇三(五二七六)〇八一一(代)

郵便番号
101-0051